

ウェブサイト「あにあん倶楽部」を活用した魅力発信事業 企画提案コンペ募集要項

1 業務概要

(1) 委託事業名

ウェブサイト「あにあん倶楽部」を活用した魅力発信事業

(2) 目的

阪神南地域は、阪神間モダニズムや「具体」美術、臨海部で盛んなマリンスポーツ、ひょうごフィールドパビリオンなど豊富な地域資源に恵まれている。

そこで、観光ウェブサイト「あにあん倶楽部」のコンテンツを充実し、阪神南ブランドの認知度を更に高めるとともに、阪神南地域への誘客促進を図る。

(3) 業務内容

詳細は別添仕様書のとおり

(4) 事業費(限度額)

5,960 千円以内(消費税及び地方消費税を含む)

※業務に係る予算が議決され、執行が可能となることを条件として付す。

(5) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

2 応募資格

(1) 公募に参加できる者は、次の全ての要件を満たす者であること。

また、複数の企業・団体の共同体(コンソーシアム)により応募する場合は、代表者が申請すること。その場合、代表者及び構成員すべてが次の要件を満たすこととする。

- ① 民間企業、NPO 法人、これら以外の法人(一般社団法人・財団法人、公益社団・公益財団法人、事業協同組合等)のほか、権利能力なき社団、有限責任事業組合、民法上の組合等、また、事業を適切に運営できる個人事業主(以下「事業者等」という。)であること。
- ② 国の地方機関、地方公共団体等の観光に関する事業の実績を有する事業者等であること。
- ③ 総勘定元帳、出納整理簿、支払振込書及び請求書や納品書等の会計関係帳簿類、労働者名簿、出勤簿、賃金台帳、業務日誌、賃金等口座振込書及び社会保険料等手続き書類等の労働関係帳簿類が整備されており、又は今後整備することが確実であって、本事業に係る経理処理について、通帳口座等を他の事業と区分して作成するなど、事業を的確に遂行できる能力を有している事業者等であること。
- ④ 事業の実施にあたり、県との打合せなどに適切に対応できる事業者等であること。

(2) 次のいずれかに該当する事業者等は、前項の規定に関わらず、公募に参加する資格を有しない。

- ① 地方自治法施行令第 167 条の4の規定に該当する者
- ② 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
- ③ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て中、または更生手続中である者
- ④ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立て中、または再生手続中である者
- ⑤ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者
- ⑦ 暴力団又は暴力団員もしくは暴力団員と密接な関係を有する者

3 実施スケジュール

本業務にかかるスケジュールは次のとおりとする。

公募開始	令和7年2月27日(木)
質問受付締切	令和7年3月6日(木) 午後5時まで
質問回答	令和7年3月10日(月)を予定
応募書類提出期限	令和7年3月13日(木) 午後5時まで
プレゼンテーション審査	令和7年3月24日(月)を予定
選考結果通知	令和7年3月28日(金)を予定
契約締結	令和7年4月1日(火)

4 応募方法及び提出書類

(1) 提出及び問合せ先

兵庫県阪神南県民センター県民躍動室県民課
〒660-8588 尼崎市東難波町5-21-8
TEL:06-6481-7682(直通) FAX:06-6481-4387
E-mail:hanshinm_kem@pref.hyogo.lg.jp

(2) 募集要項等の配布

ア 配布方法

兵庫県公式ホームページに掲載、又は前記(1)「提出及び問合せ先」で配布する。

*トップページ(<https://web.pref.hyogo.lg.jp/>)→「記者発表」(公募開始日と同日の記者発表資料参照)

イ 配布期間

令和7年2月27日(木)から3月13日(木)

*上記「(1)提出及び問合せ先」での配布の場合は、平日(土曜日、日曜日及び祝日を除く)午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。

(3) 提出書類

- ① 応募申請書(様式1) ……8部
- ② 事業者概要(様式2) ……8部
- ③ 共同事業体構成表(様式3) ……8部
- ④ 業務分担予定表(様式4) ……8部
- ⑤ 共同事業体委任状(様式5) ……8部
- ⑥ 企画提案書(様式6) ……8部
- ⑦ 経費積算見積書(様式7) ……8部
- ⑧ その他提案内容を説明する書類(任意様式) ……8部
- ⑨ 誓約書(様式8) ……1部
- ⑩ 添付書類 ……1部

ア 定款又は寄附行為(法人格を有していない場合は、規約等これに類する書類)

イ 登記簿謄本(法人格を有していない場合は、名称、所在地、設立年月日、代表者の氏名及び住所、目的、資産の総額を記載した書類)(提出の日において発行から3箇月以内のもの)

ウ 都道府県税(全税目)、消費税及び地方消費税に滞納がないことを証する書類の原本(提出の日において発行から3箇月以内のもの)。ただし、都道府県税については契約当事者となる事業

所が所在する都道府県による証明書類、消費税及び地方消費税については本店又は主たる事業所の所在地を管轄する税務署による証明書類とする。なお、証明書類は、令和6年度分の兵庫県物品関係入札参加資格審査結果通知書の写しの提出に代えることが出来る。

エ 会社概要等、応募者の概要が分かる書類

オ 直近2年間の収支決算書類(事業報告書、貸借対照表、損益計算書等)

(4)受付期間

令和7年2月27日(木)から3月13日(木)までの午前9時から午後5時まで(土曜日及び日曜日、祝日を除く)

(5)受付方法

応募書類を事務局に持参又は郵送すること。郵送による場合には、あらかじめ電話等により事務局に連絡したうえで、令和7年3月13日(木)午後5時までに事務局に到着するよう提出すること。

(6)留意事項

提出書類を取り下げ辞退する場合は、「辞退届」(様式10)を、原則として、電子メールアドレスに提出すること。

5 募集要項に関する質問の受付

募集要項等に関する質問は、次により受け付ける。

(1)受付期間

令和7年2月27日(木)から令和7年3月6日(木)午後5時まで

(2)提出方法

質問票[様式9]に簡潔に記入の上、原則として、電子メールにより提出すること。件名には「【質問】あにあん倶楽部を活用した魅力発信事業に関する質問」と明記すること。

(3)提出先

上記4(1)の「提出及び問合せ先」に同じ。

(4)質問に対する回答

令和7年3月10日(月)までに質問者に回答を予定。なお、同種の質問が想定されるもの等については、募集要項を配布した全ての者(審査会への不参加を表明した者を除く)に対して随時回答の内容を連絡する。

(5)その他

提出書類の具体的な記載内容や審査基準に関する問い合わせは受け付けない。

6 審査

(1)選定方法

審査委員会を設置し、提出書類及び参加者によるプレゼンテーションを実施の上、下記(2)の審査基準に基づき審査し、業務を委託するものを選定する。なお、必要に応じて提出書類の内容の確認、追加書類の提出の依頼、ヒアリング等を行うことがある。

(2) 審査項目

ア 企画構成 企画等のアイデア、業務の実施方法の妥当性等

イ 実施体制 業務の実施の体制、ノウハウ及び実績、関係団体等との協力関係の見込み等

ウ その他 その他業務を遂行するに当たっての創意工夫等

(3)プレゼンテーション審査

ア 開催日時

令和7年3月24日(月)を予定

イ 場所

兵庫県阪神南県民センター 別館2階 大会議室

〒660-8588 尼崎市東難波町5-21-8

ウ 時間構成

1者につき15分程度(別途、準備5分、質疑応答10分程度あり)

エ 内容・方法

- ① プレゼンテーションは、上記4(3)提出書類を受け付けた順に個別に実施する。
- ② 企画提案書について口頭にて説明を行うこと。資料の追加・変更は認めない。
- ③ プレゼンテーションで、スライドや映像を使用する場合は事前に連絡すること。モニターはこちらで用意するが、それ以外に必要な機材(パソコン等)は応募提案者で用意すること。なお、持ち込みのパソコンとモニターの接続方法は、HDMIケーブルによる接続とする。
- ④ プレゼンテーションに出席できる人数は4人までとし、提案業務に関係のない者はプレゼンテーションの審査委員会の総意により退席を命じる場合がある。
- ⑤ 審査は非公開とし、審査内容に関する問い合わせについては一切回答しない。

(4)失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 上記2の応募資格に該当しない場合

イ プレゼンテーションに出席できない場合

ウ 要項に違反又は著しく逸脱した場合

エ 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

オ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと

カ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案内容を意図的に開示すること

キ 提出書類に虚偽の記載を行うこと

ク 提案書類において業務仕様書に規定する総事業費(消費税込み)を超過した場合

ケ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行うこと

(5)審査結果の通知

審査結果は、応募者全員に対して文書で通知する。

7 契約に関する事項

(1)契約形態

委託契約

(2)契約内容

受託者決定後、県民センターと受託者の双方協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。その際、提案内容を修正し、又は変更することがある。

(3)委託料の支払い

委託料の支払いは、業務終了後に提出される実績報告書に基づき、県民センターが検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認した上で受託者に支払う。

(4)契約保証金

兵庫県財務規則第100条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の額とする。

ただし、同項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

(5)再委託

本業務の全部又は主体的部分(総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分)を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること(以下「再委託」という。)はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者(以下「承認を得た第三者」という。)に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は県に対し全ての責任を負うものとする。

(6)契約の解除

ア 委託契約書に記載する条項に違反があったときは、契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払を停止し、又は受託者に対して支払った委託料の全部又は一部の返還を求めることがある。

イ 上記(ア)により契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

(7)機密保持

受託者は本契約により受託した業務に関して知り得た秘密を、第三者に開示・公表・配布してはならない。

8 留意事項

(1)提出書類について

ア 応募受付後、電話等で事業内容等を確認する必要があるため、応募団体における担当者名の連絡先は、平日の昼間に連絡が可能なものを記入すること。

イ 申出書類、企画提案書の作成や提出、プレゼンテーション等、当企画提案コンペにかかる費用は、応募する者の負担とする。

ウ 提出書類の著作権は、応募者に帰属する。

エ 提出書類は、審査のためにのみ使用し、応募者には返却しない。

オ 提出書類は非公開とする。

カ 提出書類について、この書面及び別添の様式に適合しない場合は無効とすることがある。

(2)業務執行について

ア 受託者は、本業務が委託契約に基づく公的事業であることを十分認識し、適正な業務及び経費の執行に努めることとする。

イ 成果物にかかる著作権及び二次利用にかかる権利は、兵庫県に帰属する。

ウ 購入した財産は、兵庫県に帰属することとし、業務委託を行った際に生じた特許権等の知的財産権についても同様とする。

ウ 機械・設備等の備品(100千円以上)は、原則リース又はレンタルにより対応すること。

エ 受託者は、実績報告書の記載内容が確認できる書類(会計関係帳簿、労働関係帳簿、業務日誌等)を業務終了後5年間保存すること。

オ 本業務終了後も含め、兵庫県監査委員や会計検査院等の検査対象となる場合があるため、受託者は、検査対象となった場合、検査に協力すること。

カ 業務の実施により発生した収入は、本事業に充当すること。

